

平成 23 年 8 月 4 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

消費税の免税事業者判定の改正 (23 年度税制改正) H25 年 1 月～

当初の平成 23 年度税制改正案のうち、一部を切り離れた「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が、6 月 30 日に公布・施行されました。

そのうち消費税については、**基準期間の課税売上高および特定期間（前事業年度の上半期）の課税売上高が 1,000 万円以下のときに免税事業者となります。**（平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に適用）

【現行の消費税の免税事業者の判定基準】

基準期間		基準期間なし		1 期目	2 期目
資本金		1 期目	2 期目	3 期目	4 期目
法人	1,000 万円以上	課税	課税	基準期間の課税売上高 1,000 万円超→課税	
	1,000 万円未満	免税	免税		
個人	-	免税	免税	基準期間の課税売上高 1,000 万円以下→免税	

【平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間からの判定基準】

基準期間→		基準期間なし		1 期目	2 期目
資本金		1 期目	2 期目	3 期目	4 期目
法人	1,000 万円以上	課税	課税	基準期間の課税売上高 1,000 万円超→課税	
	1,000 万円未満	免税	免税		
個人	-	免税	免税	基準期間の課税売上高 1,000 万円以下→免税	

※基準期間とは、2 期前（個人は 2 年前）の事業年度をいいます。

・・・上記の従来基準に加えて下記基準判定が必要・・・

特定期間→			1 期目上半期	2 期目上半期	3 期目上半期
資本金		1 期目	2 期目	3 期目	4 期目
法人	1,000 万円以上	課税	特定期間（前事業年度の上半期）の課税売上高 1,000 万円超→課税		
	1,000 万円未満	免税	特定期間（前事業年度の上半期）の課税売上高 1,000 万円以下免税		
個人	-	免税	（課税売上高の金額に代えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができる）		